

令和元年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎議案補充説明

- 1 議案第72号「工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）」…………… 1

◎所管事項説明

- 1 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案及び次期の『三重県行財政改革取組』（素案）に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答について（防災対策部主担当分）…… 4
- 2 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）最終案について（防災対策部主担当分）…………… 5
- 3 三重県防災対策推進条例の改正（中間案）について…………… 10
- 4 三重県職員防災人材育成指針（仮称）中間案について…………… 13
- 5 令和元年10月の風水害への対応について…………… 16
- 6 南海トラフ地震臨時情報への対応について…………… 25
- 7 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および近畿府県合同防災訓練の実施について…………… 28

【別冊】

別冊1：三重県防災対策推進条例の改正（中間案）新旧対照表

別冊2：三重県職員防災人材育成指針（仮称）中間案

別冊3：三重県地域防災計画（地震・津波対策編）修正案
第2部 災害予防・減災対策
第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

別冊4：令和元年度近畿府県合同防災訓練緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練リーフレット

令和元年12月11日

防災対策部

1 議案第72号 工事請負契約について

議案番号 第72号				工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名		三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事					
施 工 場 所		三重県津市広明町13 他170箇所					
契 約 金 額		7,018,000,000円（消費税等含む）					
請 負 者 住 所 氏 名		愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番11号 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中部社 社長 古賀 司郎					
契 約 工 期		議決日から令和5年3月24日					
工 事 内 容							
地上系多重無線・有線系工 幹線系無線設備工 統制局、支部局、準支部局、中継局整備 有線系防災通信設備工 気象情報配信、映像システム整備 地上系260MHz帯無線設備工 端末局整備							
契 約 方 法		一般競争入札					
入 札 状 況	年 月 日	令和元年8月28日	評価値 0.19684（最高値 0.19684 最低値 0.19390）				
	業 者 数	2	価 格	最低	7,018,000,000 円（消費税等含む） 6,380,000,000 円（消費税等抜き）		
				最高	7,124,669,200 円（消費税等含む） 6,476,972,000 円（消費税等抜き）		
	回 数	1	予 定 価 格	7,124,669,200 円（消費税等含む） 6,476,972,000 円（消費税等抜き）			

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年8月28日

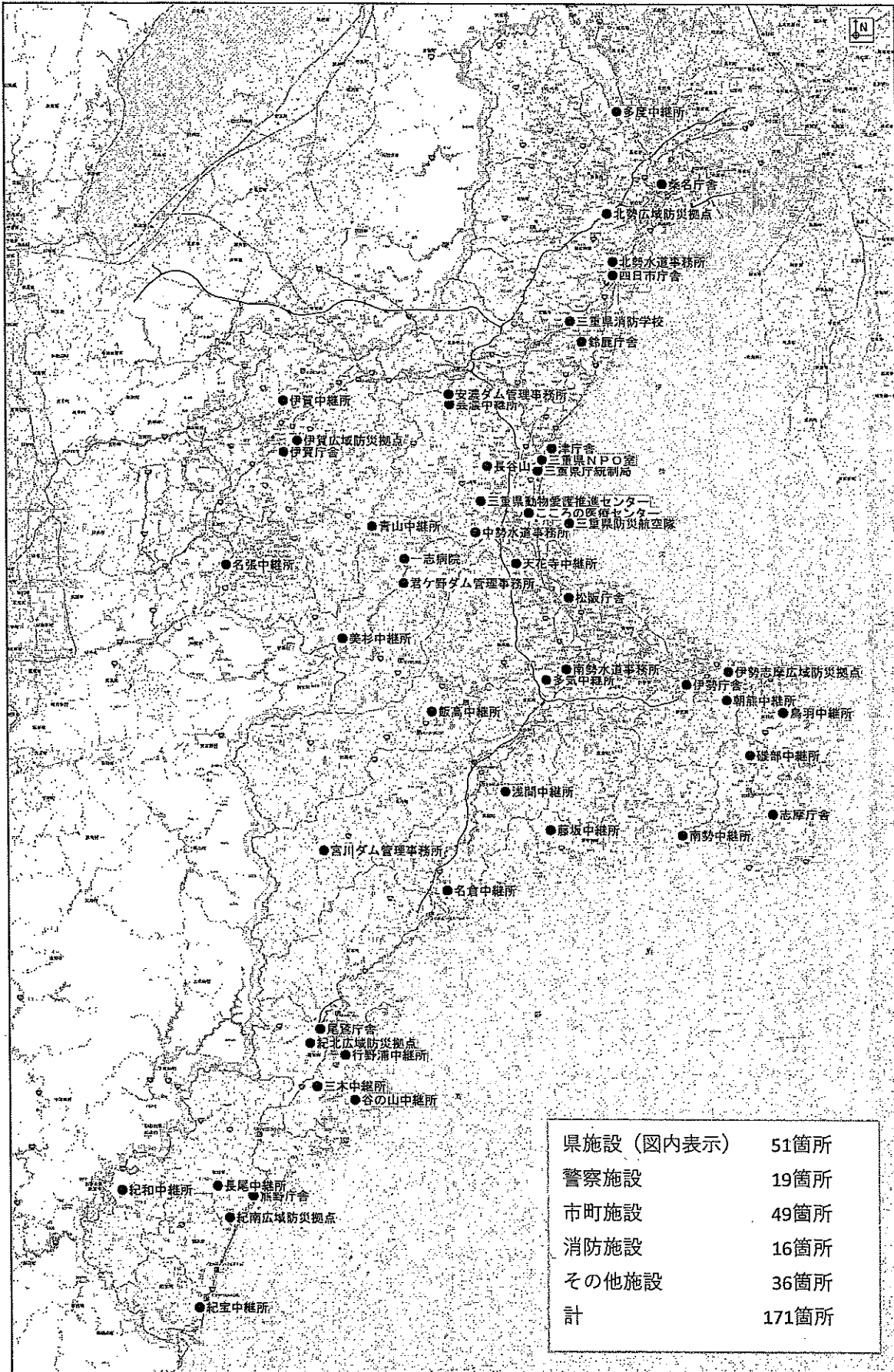
工事番号 201912003043102182

工事名 平成31年度 防災情報 第 0- 0分0002号
三重県防災通信ネットワーク (地上系・有線系) 整備工事

施工場所 三重県津市広明町13 他170箇所

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社 中部社	6,380,000,000	125.59	0.19684	落札決定
2	日本無線株式会社 中部支社	6,476,972,000	125.59	0.19390	
<p>上記金額は、消費税および地方消費税 (免税業者にあつては相当額) を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた値を入札額 (千万円単位) にて除した値 (小数第六位切り捨て) です。</p>					

位置図



1 『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案及び
次期の『三重県行財政改革取組』(素案)に基づく
今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答

(総括的事項)

番号	申し入れ 内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
1 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)中間案について				
4	大規模自然災害への備えについて	防災対策部 県土整備部 農林水産部	<p>近年、全国で想定を超える台風や集中豪雨、これに伴う土砂災害、河川の氾濫などの大規模な災害が頻発し、県内でも甚大な被害が発生しています。</p> <p>また、政府が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率が「70～80%」に引き上げられていることから、大規模地震・津波への備えについても喫緊の課題となってきています。</p> <p>県では、住民の生命や財産を守るため、ソフトとハード両面から、防災・減災対策に取り組んでいます。大規模な自然災害への対策が一層重要になっています。</p> <p>つきましては、防災・減災に関し、県の総力を結集させた万全の備えを構築するため、変容し激化する自然災害への対策に遅れや漏れを生じさせないという視点から精査いただくことを要望します。</p>	<p>中間案においても、南海トラフ地震や頻発する風水害に備える、という観点から取組等を記載しているところですが、新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、防災・減災対策を検討していくことは重要であることから、内容を精査しました。</p> <p>引き続き、河川・海岸・土砂災害防止施設・治山施設の整備や橋梁・堤防・ため池・排水機場・漁港の耐震対策などのハード対策に加え、洪水浸水想定区域図の作成などのソフト対策等、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に進めてまいります。</p>

2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」

最終案について（防災対策部主担当分）

施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日頃から防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

取組方向

■ **基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進**

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・企業において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。

■ **基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供**

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日頃から防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要となるきめ細かな防災情報を迅速に提供します。

■ **基本事業3 学校における防災教育の推進**

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校の早期再開を支援する体制の整備に取り組みます。

■ **基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化**

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

■ **基本事業5 住宅・建築物の耐震化の促進**

木造住宅や耐震改修促進法により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.7% (30年度)	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合 (防災に関する県民意識調査)

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	25.4% (30年度)	33.3%	災害が発生するおそれがある時、「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入力している県民の割合 (防災に関する県民意識調査)
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	(調査中)	(検討中)	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合 (防災に関する県民意識調査)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	-	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビナートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、ICTの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

取組方向

■ **基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進**

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ **基本事業2 災害対策活動体制の充実・強化**

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ **基本事業3 災害保健医療体制の整備**

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ **基本事業4 教育施設の防災対策**

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組めます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

■ **基本事業5 消防・保安対策の充実・強化**

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.4% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合

3 三重県防災対策推進条例の改正（中間案）について

三重県防災対策推進条例について、制定後 10 年間の状況や今後の方向性を反映させるため、庁内で改正内容の検討を進めるとともに、三重県防災会議の専門部会である三重県防災・減災対策検討会議で、有識者の意見も踏まえ改正内容を検討しながら「三重県防災対策推進条例の改正（中間案）」をとりまとめました。

1 条例改正の主なポイント

(1) 前文の概要

- ① これまで、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な対策を実施してきた。
- ② 災害の態様や規模に変化が見られる中、今後、災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を「自分事」として捉えるとともに、私たちは「災間社会」を生きているという自覚を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすとともに、発災時には地域で助け合うなど、「自助」、「共助」の取組を深化させることが重要。
- ③ 防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠。

(2) 総則

①基本理念の追加（第3条第3項、第4項）

- ・「防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、日々の業務や生活と一体で不可分と考え実施されなければならない。また、地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復興に備えた事前の対策を実施しなければならない。」

（「防災の日常化」「SDG s」「事前復興」）

- ・地域特性や高齢者、障がい者、乳幼児など、被災者に応じた防災対策の実施を新たに定める。

②新たな防災技術の活用（第7条第6項）

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな防災・減災技術を活用し対策を推進することを県の責務として定める。

③表彰制度（【条文を追加】第12条）

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ普及させるための表彰制度として定める。

(3) 災害予防対策

①過去の災害から得られた教訓の伝承（第13条第3項）

東日本大震災等から得られた教訓を、防災教育等を通じて伝承することなどを、新たに県民の責務として定める。

②要配慮者への支援（第17条、第24条、第35条）

要配慮者からの情報提供、県における要配慮者にかかわる団体への支援等について、再整理を行う。

③防災人材の育成（【条文を追加】第32条）

災害時に的確に行動し、早期の復旧・復興を成し遂げるための人材育成を新たに県の責務として定める。（三重県職員防災人材育成指針（仮称）による職員育成等）

④BCPの整備（【条文を追加】第34条）

災害時への備え、また事前復興に向けて、BCP（事業継続計画）の策定は特に重要であるため、改めて明示するとともに、事業者に向けても支援を行うことを、新たに県の責務として定める。

⑤地区防災計画の普及促進等（【条文を追加】第41条）

地域における共助の促進を目的に、地区防災計画の重要性について、県民の理解を深めるための普及啓発と支援を、新たに県の責務として定める。

⑥消防団の充実・強化（【条文を追加】第50条）

地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について、新たに県の責務として定める。

⑦観光旅行者の安全の確保（【条文を追加】第55条）

観光旅行者の災害時の避難対策等について、新たに県の責務として定める。

⑧協定の活用（第56条第2項）

県と防災関係機関等との協定を、災害時に適切に運用するための必要な措置について、新たに県の責務として定める。

⑨広域的な連携の強化と受援体制の確立（【条文を追加】第57条）

大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、新たに県の責務として定める。

⑩「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備（【条文を追加】第58条）

紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風に対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、新たに県の責務として定める。

⑪復興体制の準備（【条文を追加】第59条）

東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画のための復興指針策定など復興体制の準備について、新たに県の責務として定める。

(4) 災害応急対策

①災害発生時等における迅速な避難（第61条第2項）

災害発生時の避難や津波等が予測される場合の県民の避難について、「自らの命は自らが守る」などの率先避難を前提に、南海トラフ地震臨時情報への対応等も含め、再定義する。

②帰宅困難者の一斉帰宅の抑制（第69条第2項）

災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように努めることを、新たに事業者の責務として定める。

③避難所における良好な生活の確保（第73条第2項）

避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難所の良好な生活環境を確保するように努めることを、新たに市町の役割として定める。

④災害関連死の防止（第73条第3項）

災害による直接死だけでなく、県民の災害関連死の防止に努めることを新たに市町の役割として定める。

⑤被災地への応援（第79条第3項）

被災地への応援について再定義するとともに、職員派遣を通じた県の災害対応力の強化に資することを目的としても位置付けることを、新たに県の責務として定める。

(5) 災害復旧復興対策

①再度の災害防止・復旧の実施（第84条）

災害が再発しないように復旧に努める措置を講じることを、新たに県の責務として定める。

(6) 雑則

①災害マネジメントサイクルの確立（【条文を追加】第86条）

災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、5年ごとの検証・検討を新たに定める。

2 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 市町、防災関係機関への照会、パブリックコメントの実施
条例改正案に関する啓発

令和2年1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）・最終案を議論
防災対策会議幹事会・防災対策会議・最終案を検討

2月 防災対策推進条例改正議案の提出

3月 県議会防災県土企業常任委員会 条例改正案説明
防災会議で報告

4月～ 条例改正内容の周知・普及、条例関連事業の推進

4 三重県職員防災人材育成指針（仮称）中間案について

防災・減災を日常的に意識して業務を行うとともに、発災前から復旧・復興に至るまで、県民の皆様を災害から守るために必要となる知識や心構えを身に付けるため、職員の「現状と課題」を整理し、「目指すべき職員像」「行動原則」に応じて行動できる職員を育成するための「育成の方向性」の具体的な取組を整理し、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）中間案」をまとめました。

1 中間案の概要について

(1) 三重県職員の現状と課題

人材育成上、どのような職員を目指すべきかについて検討するため、三重県職員に対し骨子案に関して意見を求め、現状の課題を整理しました。

その結果、過去の大規模災害の被災地における行政職員と同じく、三重県職員においても、次の4つの課題が浮き彫りとなりました。

- 課題1 災害（被災）イメージが思い浮かばない
- 課題2 災害対応の全体像がわからない
- 課題3 災害対応のマネジメント手法がわからない
- 課題4 個別業務がわからない

あわせて、職員意見等から、これらの課題の原因は、大きく、次の2点であるとの示唆がありました。

- 原因1 防災関係業務に直接携わっていない職員は、防災に関する専門的な知識を研修や訓練等から習得したり、被災地から体験的に学ぶチャンスが少ない。
- 原因2 防災関係業務に携わった職員は別として、一般的に、防災に関する専門的な知識を有して、指導できる人材は多くないため、OJTで学ぶことも少ない。

(2) 防災人材育成の方向性

三重県職員の課題整理を踏まえ、身に付けておくべき能力は、各職員の役割や職階により異なることから、「役割別」と「階層別」に分け、以下のとおり取組を進めることとし、これら取組を通じて、職員は各自の役割や階層に応じて、研修等へ積極的に参加することで「自分事」として能力向上を目指します。

なお、取組の方向性としては、上記1（1）の課題を解決できるよう、防災関係業務に直接携わることの少ない職員を対象とした研修やOJT等の実施と、平常時に防災関係業務を扱うことの少ない職場における指導的立場の人材育成等を念頭に置き、次の通りとしました。

ア 役割別の取組の方向性

- (ア) 全ての職員の各役割に応じた能力を向上させるため、研修（訓練）へ積極的に参加するとともに、各職場でのOJTの取組を実施
- (イ) 災害対策統括部、各部隊、各所属において、発災後の業務の理解と、事前の備えを促進させるため、各々の役割で研修（訓練）及びOJTを実施
 - ・各役割に共通で必要となる事項は、防災対策部が実施
 - ・各個別業務に必要となる事項は、各部隊（各地方部）、各所属で実施

イ 階層別の取組の方向性

- (ア) 「階層別研修」を定期的実施
- (イ) 若手職員の育成を重視するとともに、発災後に指揮をとれる人材を確保するため、管理職における防災人材や指導的役割を果たす職員の育成を図る。

ウ 育成手法別の取組の方向性

職員の育成を行うにあたり、「研修」、「OJT」、「人事」に注目し、次の点に留意した取組を進めます。

(ア) 研修

- ・災害対応を疑似体験した上で、発災前、発災後における各自・各所属の行動を具体的にイメージして行動ができる手法を新たに導入
- ・過去の災害対応記録の活用、被災自治体の活動や被災経験職員の体験談などを用いた教材の作成
- ・受講する職員の属性に応じたわかりやすい研修の実施

(イ) OJT

- ・BCPや各種マニュアルの見直し
- ・被災自治体への積極的な職員派遣
- ・被災経験職員等の体験を共有する場の設置
- ・災害ボランティアへの参加促進
- ・県や市町の災害対策本部や水防本部といった災害対応を多くの職員が実際に体験

(ウ) 人事

- ・業務経験等を有する職員の適材配置
- ・スペシャリストコースを活用した「防災スペシャリスト人材」の養成

(エ) その他（普及啓発等）

- ・職員が「目指すべき職員像」や「行動原則」をより認識するためのわかりやすい資料の作成・配布

(3) 能力向上のための取組のロードマップ

- ・本育成指針を通じて、5年以内に全ての職員が行動原則に沿った知識や心構えが身につくように取組を進めます。
- ・本育成指針は、今後発生する大規模災害の検証結果を踏まえて適宜見直すこととします。

(4) 重点的取組事項

「災害（被災）イメージ力向上」や「災害対応の全体像の理解」に関する取組を重点的に進めるほか、上記の取組が着実に実施できるよう、標準教材の作成や指導的立場の人材育成など環境整備に取り組みます。

2. 今後の予定

- 令和2年1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議） …最終案を議論
防災対策会議幹事会・防災対策会議 …最終案を検討
県職員への周知・啓発
- 3月 県議会防災県土企業常任委員会 …最終案の説明
防災会議で報告
- 4月～ 指針の職員への普及、研修の実施、研修教材の開発 等

5 令和元年10月の風水害への対応について

令和元年10月、台風をはじめとした風水害により、全国的に甚大な被害が発生し、県でも、台風第19号や10月中旬の記録的な大雨等により、被害が発生しました。

県では、タイムラインによる関係機関との事前の備え、県災害対策本部での情報収集、SNSによる情報発信、緊急派遣チームの市町への派遣等、様々な活動を実施しました。

また、台風第19号の被災地である長野県中野市等に職員を派遣し、災害対応等に関して応援活動を実施しています。

1 県内の災害の概要と県の対応について

(1) 主な災害の気象及び被害の概況（令和元年11月29日現在）

① 台風第19号

- ・10月11日から13日にかけて、台風第19号の影響により、三重県では強い風が吹き、非常に激しい雨が降りました。
- ・降り始めの11日12時から12日21時までの総雨量（アメダス速報値）の多いところは、志摩市阿児409.0ミリ、鳥羽300.5ミリ、南伊勢289.0ミリの雨を観測しました。なお、解析雨量では、伊勢市付近で、総雨量600ミリを超えたところがありました。
- ・軽傷3名、住家浸水60棟などの被害が発生しました。（別紙1）

② 10月中旬の記録的大雨

- ・10月18日から19日にかけて、三重県では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定な状況が続きました。
- ・南部では18日に、尾鷲で124ミリの雨量を解析するなど、「記録的短時間大雨情報」が6回発表されました。
- ・住家浸水が50棟などの被害が発生しました。（別紙2）

(2) 県の災害対応について

① 台風第19号

- ・台風接近前にタイムラインを発動し、事前対策を中心に整理された行動項目を着実に実施し、「抜け・漏れ・落ち」のない対策を実施しました。具体的には、タイムライン発動やタイムラインレベル移行などを適宜、関係機関と情報共有することで、各運用主体が今どのような災害対策行動を実施すべきか把握し、各運用主体間で緊密な連携を実現することができました。
- ・緊急部長会議を開催し、知事から県民に対して台風への備えについての呼びかけ、各部局に対して停電対策等に関する注意喚起を行いました。
- ・台風接近に備え、台風による被害の恐れがある市町に対して、13名の職員を派遣し、市町災害対策本部での業務支援、情報収集のほか、県災害対策本部や气象台からの情報伝達等を行いました。

- ・ SNS（LINEやツイッター）により、避難等の呼びかけ（22件）を行い、県民の避難行動の促進につなげました。
- ・ 防災ヘリにて上空から被害状況を確認し、関係機関と情報共有し、防災対応を行いました。
- ・ 家族等から高齢者への呼びかけによる避難行動促進や水防団の円滑な活動支援などを目的として9月13日にSNSやAIを活用した実証訓練を実施したところであり、台風第19号到来時には、実証訓練で用いたシステムを活用し、約150件の情報が市や水防本部から得られ、視覚的にわかりやすく、県災害対策本部の活動に大変参考になりました。

②10月中旬の記録的大雨

- ・ 事前に大雨が見込まれたため、気象情報等を収集し、被害の恐れのある市町に対して、県地方災害対策部から3名の職員を派遣し、情報収集に努めました。県災害対策地方部や市町と緊密な連携をとることができ、迅速な災害対応につなげることができたと考えます。
- ・ SNSにより、短時間に、積極的に避難等の呼びかけ（21件）を行いました。夜間の呼びかけ際には、身の安全を守りながら避難行動につなげる（垂直避難等）にも配慮しました。河川の越水など、収集した情報をすばやく、わかりやすく配信した結果、情報の拡散にもつながり、効果的な避難行動の促進を行うことができたと考えています。

（3）今後の対応

今回の災害を教訓とし、これまでの取組に加え、下記の取組を進めます。

①県民への情報提供

災害時の適切な避難行動を促進するため、ホームページの周知やSNSの活用を推進し、よりわかりやすい防災情報の提供を図るとともに、今年度実施した実証訓練の成果をふまえて、SNS等の新たな活用方法も検討していきます。

②職員の防災対応力の向上

今年度に策定予定の「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」に基づき、県民等を災害から守るために必要となる知識や心構えを身につけられるよう人材育成を進めます。

③関係機関との情報共有、連携の強化

関係機関との情報共有の充実、気象台や防災関係機関との連携をさらに強め、災害対策の充実を図ります。特に、市町との情報共有を充実し、連携を強化します。

また、台風第15号により、千葉県で発生した大規模停電を検証し、県の対策に活かしていきます。

2 県外の被災地支援の状況

台風第19号の被災地である、長野県中野市、宮城県丸森町、長野県に県職員を派遣するとともに、県内の市町職員が、福島県白河市や長野県長野市等に派遣され、被災地の支援を行っています。(別紙3)

3 長野県中野市への支援に関する成果と課題

(1) 成果

① 応援団体連絡会議の設置

総務省、長野県、長野県内市町村への応援自治体の間で、被災市町村の対応状況や今後の対応方針について情報共有を図り、効果的に被災者支援が行えるよう、関係者間の連絡会議の設置を提案し、以降、継続的に開催されました。

② 被災県・市町村間の円滑な調整

長野県庁で開催される各種会議への出席のほか、長野県庁の関係部局との個別調整を行ったことで、中野市の具体的なニーズを把握でき、支援をより円滑化に実施することができました。

③ 応急フェーズから復旧・復興フェーズに向けたロードマップ(行程表)の作成

中野市における災害対応業務について、各業務のスケジュール、目標とする期日を明示し、ロードマップ(行程表)の作成を支援し、具体的な復旧・復興に向けた業務とスケジュールを把握できるように努めました。

④ 災害対応のノウハウ支援における県・市町と一体となったバックアップ体制の確立

中野市での災害対応にあたり、三重県にいる市町職員等に、過去の被災経験や具体的なノウハウを確認しながら支援を行ったことで、被災者支援などの市町村事務をベースとしたニーズにきめ細かく応えることができました。

(2) 課題

○ 被災自治体のニーズに対応できる支援体制

市町村の業務をより理解している市町村職員が派遣した総括支援チームにいなかったため、ニーズに対する回答が遅れるケースがありました。

総括支援チームには調整や相談対応などを行う職員の他に、報告書や資料を作成するなど、それら職員をサポートするための県職員も同時に派遣するべきでした。

(3) 今後の対応

長野県中野市への支援に関する成果と課題を市町と情報共有していくとともに、支援に関する教訓を年度内に修正を予定している三重県広域受援計画に反映します。

台風第 19 号に係る被害状況等について

(令和元年 11 月 29 日現在)

1 人的被害

- ・軽傷 3 名 [亀山市 (風にあおられて転倒、右上腕を負傷)、津市 (風にあおられて転倒)、伊賀市 (歩行中、風にあおられて転倒)]

2 住宅被害、土砂被害

(1) 住家

- ・床上浸水 32 棟 (伊勢市 20 棟、鳥羽市 3 棟、志摩市 9 棟)
- ・床下浸水 28 棟 (伊勢市 1 棟、志摩市 27 棟)

(2) 非住家

- ・浸水 11 件 (伊勢市 7 件、鳥羽市 4 件)
- ・一部損壊 28 件 (伊勢市 1 件、伊賀市 9 件、桑名市 1 件、志摩市 17 件)

※その他、紀北町の長島港大石灯台が風浪により倒壊

(3) 土砂災害

- 1 件 (津市 1 件)

3 公共土木施設の被害

被害概算額 合計 2,334,200 千円

〔県管理施設	計	1,731,000 千円
市町管理施設	計	603,200 千円

(1) 道路

【県管理】

3 箇所 58,000 千円

- ・一般県道赤目滝線 (名張市) 他

【市町管理】

13 箇所 146,500 千円

- ・町道五ヶ谷線 (大台町) 他

(2) 河川

【県管理】

45 箇所 1,493,000 千円

- ・一級河川横輪川 (伊勢市) 他

【市町管理】

31 箇所 456,700 千円

- ・準用河川五十鈴川 (伊勢市) 他

(3) 海岸 (県管理)

4 箇所 175,000 千円

・阿田和地区海岸 (御浜町) 他

(4) 砂防設備 (県管理)

1 箇所 5,000 千円

・一級水系宮川水系島路川 (伊勢市)

4 農林水産関係被害

(1) 農産物・農業施設関係 被害額 : 35,249 千円

① 農産物 被害報告 : 784.6ha 被害額 : 31,362 千円

② 樹体 被害報告 : 0.02ha 被害額 : 100 千円

③ 農業施設 被害報告 : 8 棟 被害額 : 835 千円

④ 共同利用施設 被害報告 : 2 棟 被害額 : 150 千円

⑤ 畜舎 被害報告 : 1 棟 被害額 : 300 千円

⑥ その他 被害報告 : 2 件 被害額 : 2,502 千円

(2) 農地 (耕地) 関係 被害報告 : 47 件 被害額 : 381,300 千円

(3) 治山・林道・自然公園関係 被害報告 : 11 箇所 被害額 : 362,501 千円

(4) 水産関係 被害額 : 15,230 千円

5 学校関係施設の被害

公立学校関係 (県立学校・公立小中学校等) ※調査中

・県立学校 : 建物・工作物の破損、浸水、雨漏り等の被害あり 42 校

・公立小中学校 : 建物・工作物の破損、浸水、雨漏り等の被害あり 28 件

6 被害総額 3,128,480 千円

※3 公共土木施設被害、4 農林水産関係被害の合計

10月18～19日の大雨に係る被害状況等について

(令和元年11月29日現在)

1 人的被害

なし

2 住宅被害、土砂被害

(1) 住家

- ・一部損壊 1棟 (紀北町1棟)
- ・床上浸水 16棟 (志摩市4棟、尾鷲市12棟)
- ・床下浸水 34棟 (志摩市8棟、尾鷲市12棟、紀北町14棟)

(2) 非住家

- ・半壊 2件 (尾鷲市2件)
- ・浸水 7件 (志摩市5件、紀北町2件)
- ・全壊 2件 (尾鷲市1件、熊野市1件)

(3) 土砂被害

- ・15件 (尾鷲市10件、熊野市4件、紀北町1件)

3 公共土木施設の被害

被害概算額 合計 631,500千円

県管理施設 計 399,000千円

市町管理施設 計 232,500千円

(1) 道路

【県管理】

5箇所 124,000千円

- ・県道三戸紀伊長島停車場線 (紀北町)

【市町管理】

6箇所 101,500千円

- ・市道五カ谷線 (鳥羽市) 他

(2) 河川

【県管理】

6箇所 169,000千円

- ・二級河川奥の谷川 (志摩市)

【市町管理】

8箇所 131,000千円

- ・普通河川岡の川 (尾鷲市) 他

(3) 砂防設備 (県管理)

8箇所 106,000千円

・二級水系沓川水系沓川 (尾鷲市) 他

4 農林水産関係被害

(1) 農産物・農業施設関係 被害報告：なし 被害額：なし

(2) 農地 (耕地) 関係 被害報告：なし 被害額：なし

(3) 治山・林道・自然公園関係 被害報告：58箇所 被害額：102,970千円

(4) 水産関係 被害報告：3件 被害額：11,000千円

5 学校関係施設の被害

公立学校関係 (県立学校・公立小中学校等)

【県立学校】

雨漏り被害3校 (尾鷲高校・本本高校・度会特別支援学校)

【公立小中学校】

被害なし

6 被害総額 745,470千円

※3 公共土木施設の被害、4 農林水産関係被害の合計

県外の被災地支援の状況

1 県職員派遣の状況（令和元年12月2日現在）

(1) 長野県中野市への派遣

- ・派遣期間：10月15日～22日
- ・派遣人員：防災対策部職員 2名
環境生活部廃棄物対策局及び津地域防災総合事務所職員
(災害廃棄物処理スペシャリスト) 2名
- ・従事業務：①被災状況及びニーズの把握
②災害マネジメントの支援
③災害廃棄物処理業務の支援

(2) 宮城県丸森町への派遣

- ・派遣期間：10月18日～11月16日
- ・派遣チーム：保健師2名、行政職1、2名
※職員を交代し、7班派遣
(保健師は市町職員を含む)
- ・従事業務：避難所等における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等

(3) 長野県への派遣

(農林水産部)

- ・派遣期間：11月18日から年度末（予定）
- ・派遣人員：農業土木技師 1名
- ・従事業務：災害復旧業務（農地・農業施設）

(県土整備部)

- ・派遣期間：10月21日から年度末（予定）
- ・派遣人員：土木技師 1～2名
- ・従事業務：災害査定業務の支援（11月15日まで）
災害復旧業務（道路・河川等、下流処理区終末処理場、
11月18日～）
※職員を交代のうえ派遣

2 市町職員派遣の状況（令和元年12月2日現在）

市町名	支援対象 市町村	人数	期間	業務内容
桑名市	福島県白河市	1人	11/11～1/31	農業用施設等の復旧
四日市市	長野県長野市	2人	10/16～11/30	ゴミ仮置場の運営
	福島県新地町	3人	10/18～10/21	災害廃棄物仮置場から廃棄物処理施設への廃棄物搬出作業の支援等
	宮城県丸森町	1人	10/26～10/31 11/7～11/12	避難所等における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等
鈴鹿市	宮城県丸森町	1人	11/11～11/16	〃
	長野県長野市	2人	11/5～11/30	災害廃棄物仮置場から廃棄物処理施設への廃棄物搬出作業の支援等
津市	長野県飯山市	2人	10/21～10/27	災害廃棄物仮置場の運營業務
松阪市	長野県小布施町	2人	10/28～11/2	災害廃棄物仮置場の運營業務
伊勢市	長野県佐久市	1人	11/18～11/29	耕地等の災害調査・設計
志摩市	宮城県丸森町	1人	11/3～11/8	避難所等における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等
南伊勢町	長野県長野市	1人	11/5～11/20	災害廃棄物仮置場から廃棄物処理施設への廃棄物搬出作業の支援等
名張市	宮城県丸森町	1人	10/30～11/4	避難所等における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等
	福島県相馬市	2人	10/16～10/19	給水活動支援

6 南海トラフ地震臨時情報への対応について

1 三重県地域防災計画の修正について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めるように努めなければならないこととされています。

令和元年5月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更（南海トラフ地震臨時情報への具体的な対応の明記）されたことを受け、本県の地域防災計画の該当部分を修正することとします。

2 地域防災計画修正の概要

本県の地域防災計画（地震・津波対策編）の「第2部 災害予防・減災対策」に、新章として「第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」を追加して、南海トラフ地震臨時情報への対応について、下記のとおり記載することとします。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めます。

① 県が実施する対策

情報収集・連絡体制、市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 他

② 市町が実施する対策

情報収集・連絡体制の整備

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

① 県が実施する対策

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達（市町・県民等）

イ 避難対策

（ア）地域住民等の避難行動等

（イ）市町域を越える広域避難の調整 など

ウ 交通対策

（ア）道路交通に対する対策

（イ）滞留旅客等に対する措置

エ 県が管理等を行う施設等に関する対策

(ア) 不特定多数の者が出入りする施設の対策

【対象施設】

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校 等

【とるべき措置】

○各施設共通の措置

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための措置
- c 消防用設備の点検、各施設の緊急点検 など

○個別の施設の措置（例）

a 県立病院等

患者の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

b 県立高校等

- ・生徒等に対する保護
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置

② 市町が実施する対策

緊急の情報伝達、避難対策、交通対策 等

③ 関係機関が実施する対策

消防機関、ライフライン企業、金融機関、交通関係機関等を対象とし、各関係機関が取るべき措置について記載

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、一定の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

① 県が実施する対策

住民への周知

県が管理等を行う施設等に関する対策 等

② 市町が実施する対策

住民への周知 等

③ 関係機関が実施する対策

消防機関、ライフライン企業、金融機関、交通関係機関等を対象とし、各関係機関が取るべき措置について記載

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 市町・関係機関に意見照会

令和2年 1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）で修正案の検討
防災対策会議幹事会・防災対策会議で修正案の検討

令和2年 3月 県議会防災県土企業常任委員会で修正案の説明
三重県防災会議幹事会、防災会議で修正案の審議
地域防災計画の修正

7 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および近畿府県合同防災訓練の実施について

1 訓練の目的

三重県内に大規模な地震が発生したことによる広域的な災害を想定し、近年の全国各地で発生している災害や地域の特性に対応した大規模な総合防災訓練を実施しました。

この訓練は、「緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」と「近畿府県合同防災訓練」を併せて実施することにより、三重県及び被災市町における受援体制の確立や緊急消防援助隊の活動技術向上のほか、関係機関との連携活動強化を目的として実施しました。

2 訓練日時・場所・想定

(1) 日 時：令和元年10月26日(土)9時00分 ～ 27日(日)12時30分

(2) 場 所

ア メイン会場：トライス株式会社松阪広陽工場2号地

イ サテライト会場

(ア) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練

津市香良洲高台防災公園、伊賀市消防本部及び津松阪港(松阪港区)中央ふ頭

(イ) 近畿府県合同防災訓練

三重県広域防災拠点(伊賀拠点)、伊賀市立三訪小学校、伊賀市物資拠点(しらさぎ運動公園)、松阪ショッピングセンター「マーム」、明和町立斎宮小学校及び松阪市・明和町の沿岸部

ウ 図上訓練会場：三重県庁講堂、松阪地区広域消防組合消防本部及び津市消防本部

(3) 想 定

ア 10月24日未明から三重県に停滞する秋雨前線の影響により、26日の夜明けまで断続的に降り続いた大雨により、地盤が緩んでいる。

イ 10月26日早朝に三重県中部を震源とするマグニチュード7クラスの直下型地震が発生し、多数の家屋倒壊、火災、ライフラインの寸断、土砂崩れや斜面崩落等が発生している。

ウ 10月27日早朝には、三重県南東沖(南海トラフ)を震源とするマグニチュード8クラスの地震が発生し、県内では、前述の被害の更なる拡大に加え、沿岸部では津波による広域的かつ甚大な被害が発生している。

(4) 主 催

ア 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練：総務省消防庁、三重県、三重県消防長会

イ 近畿府県合同防災訓練：三重県、松阪市、伊賀市、明和町、関西広域連合

3 参加規模

(1) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練	208隊	約820名
(2) 近畿府県合同防災訓練	47団体	約2,650名
(3) 当日見学者		約1,030名
計		約4,500名

4 訓練内容及び成果等

(1) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の概要

今年度は5年に一度の緊急消防援助隊基本計画の大規模改正の年度であり、近年全国各地で発生している大規模な豪雨災害への対応や航空部門の充実等を念頭に置いた緊急消防援助隊関連の要綱・要領等の一斉改正が行われ、地域ブロック合同訓練の重点推進事項においても、土砂災害系の訓練項目が多く追加されました。

また、本県は国が定める南海トラフ地震アクションプラン(以下「南海トラフAP」という。)の重点受援県であるため、訓練想定についても国から別途要請があり、地域ブロック合同訓練の基本想定となる直下型地震に加え、大規模な土砂災害発生と南海トラフ地震発生という3つの災害想定による訓練を実施することとなり、サテライト会場も含めた訓練全体の充実を図りました。

ア 図上訓練

(ア) 概要

昭和東南海地震から75年という節目の年であり、南海トラフAPの重点受援県であることから、部隊運用訓練から切り離し、三重県南東沖を震源とするマグニチュード8クラスの地震発生を想定し、「消防応援活動調整本部設置運営訓練」及び「指揮本部及び指揮支援本部設置運営訓練」を実施しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

今回は南海トラフAPに基づく総括指揮支援隊長(仙台市消防局)の派遣を初めて受け、総括指揮支援隊と消防応援活動調整本部の連携による実践的な訓練を実施するとともに、地震発生直後、発災4時間後、発災24時間後の3つのフェーズに分けて、それぞれの場面に合わせた活動内容等の検証を行いました。

消防応援活動調整本部の体制が、長期的な対応を見据えた体制になっていないという課題が発見されたことから、今後の図上訓練を通じて見直しを進めるとともに、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」へ反映していきます。

イ 部隊進出訓練(進出拠点)

(ア) 概要

今回の訓練では、訓練会場が中勢地域及び伊賀地域であることから、安濃サービスエリア及び名阪上野忍者ドライブインの2か所を設定しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

① 安濃サービスエリア

三重県の地理的状況を考慮し、実践的な対応として、複数の被災地に進出する部隊を当会場1か所で調整し、各訓練会場へ進出させる訓練を計画しました。

予想以上に会場が混雑したため、臨機応変な対応して、入場予定部隊のうち、一部のみ入場させ、他の車両は通過させる措置をとりました。

今後は、今回とった措置を含め混雑時の対応などを整理し、さらに円滑な進出拠点の運営方法を検討していきます。

② 名阪上野忍者ドライブイン

実践的な訓練とするため、進出ルート上の主要道路（名阪国道）が土砂崩れ等により通行できない想定を付与することにより、各部隊の判断で進出ルートを再設定のうえ、被災地へ進出させる訓練を実施しました。

計画どおりの部隊を入場させましたが、通行不可の付与情報が全部隊には伝わらず、迂回しない部隊があったため、情報の伝達手段や各通信システム等の運用方法について、改善方法を検討していきます。

ウ 部隊運用訓練

（ア）概要

土砂災害系の救助訓練を数多く実施するため、サテライト会場の訓練内容を拡充するとともに、特殊車両（消防庁無償貸与車両）を多用し、その効果が検証できる訓練を実施しました。

なお、航空部門では、各府県の航空隊が参加し、各会場において地上部隊と連携した訓練を実施するとともに、ヘリベースの指揮所では、新たに創設された航空指揮支援隊による指揮支援訓練をブロック訓練では全国で初めて実施しました。

（イ）今回の訓練における特徴及び成果等

① 松阪メイン会場

全国に2台しか配備されていない中型水陸両用車両が地域ブロック合同訓練では全国で初めて出動し、水陸両用バギー車との連携活動訓練を行い、冠水道路を再現した訓練サイトや通常車両進入不可エリアにおいて、人員搬送や資機材搬送に絶大な力を発揮しました。

② 津サテライト会場

会場全体を津波浸水被害を受けた集落に見立て、孤立エリアも設定し、総合的な救出救助訓練を実施しました。

孤立エリアでは、自衛隊ヘリと連携した搬送訓練を実施し、自衛隊との連携の重要性や航空機の有用性を確認することができました。

その他のエリアでは、現地調整本部において部隊調整を行い、各訓練サイトへの割振りを行ったことにより、資機材を相互に補完する調整も行われ、実践的かつ効果的な訓練を行うことができました。

③ 伊賀サテライト会場

既存の訓練施設や地形を有効活用し、会場全体を土砂崩落等による甚大な被害が発生した山間地集落に見立て、総合的かつ航空機を多用した救出救助訓練を実施しました。

当会場においても、当日、現地調整本部において部隊の割振りを行い、訓練を実施し、各部隊間で資機材を相互に補完する調整が行われました。

④ 松阪サテライト会場

屋外貯蔵タンクの大型模型を設置し、全国に12部隊しか配備されていないドラゴンハイパー・コマンドユニットの4部隊連携による大規模危険物火災消火訓練を地域ブロック訓練では全国で初めて実施しました。

ドローンを用いた空中監視による放水ポイント等の調整が有効に機能し、効果的な一斉放水を行うことができました。

エ 後方支援活動訓練（夜営訓練）

（ア）概要

例年のブロック訓練では、訓練そのものの効率が重視され、メイン会場付近に1か所の夜営地を設定し、主催者が事前に会場内の割振りを行っていましたが、今回は、実践に則して各訓練会場付近にそれぞれの夜営地を設定し、訓練を実施しました。

（イ）今回の訓練における特徴及び成果等

夜営地の運営について、会場内の割振りを各府県の後方支援隊長同士が協議して決定する実践的な訓練を実施するとともに、会場内で参加隊員による意見交換会を実施し、後方支援活動に係る情報共有を図りました。

オ 女性活躍の推進に向けた取組

（ア）概要

消防職員は階級制を用いる職（自衛隊や警察等）の中でも、特に女性職員の比率が少ないため、総務省消防庁では令和8年度までに女性職員比率を5%に引き上げる目標を掲げ、各分野での女性活躍を推進していくこととしています。

このような状況のなか、女性隊員の緊急消防援助隊派遣については、各都道府県においても検討が行われていることから、松阪メイン会場において、総務省消防庁から女性消防吏員活躍推進アドバイザーを招き、今回の訓練に派遣された他府県の女性消防隊員と県内消防本部から参加を希望する女性消防隊員による意見交換会を実施しました。

（イ）今回の訓練における特徴及び成果等

「緊急消防援助隊への女性消防職員派遣」をテーマに4つのグループに分かれて実施したグループ討議及びリーダーによる発表では、就寝場所、着替え場所やトイレなどのハード面から派遣に対する意識といったソフト面の問題など、幅広い意見交換が行われ、その後、アドバイザーからの講評では、男女ともに個人差があることや最低限の性差への配慮が必要なことに触れるとともに、慎重になりすぎると進めなくなるため、訓練派遣を積み重ね、課題を順次解決していく活動を繰り返すことで、少しずつ進んでいくとまとめられました。

5 近畿府県合同防災訓練を構成する各訓練

（1）三重県災害対策統括部図上訓練（救出救助）

（ア）概要

三重県庁講堂において、前述4（1）アと連携し、大規模災害時における救出・救助活動を主眼においた県災害対策本部運営図上訓練を実施しました。

（イ）今回の訓練における特徴及び成果等

救出救助に関する県災害対策統括部の基本的な活動は、本部長指示事項に基づき、早期に救出救助を実施するため、各部隊や防災関係機関等の調整などを行うこととなっていますが、今回の訓練においては、参加全機関が認識を統一する「救助部隊調整会議」の中で、消防応援活動調整本部と県や他の救出救助機関との間で情報共有がうまくいかない場面もあったことから、今後はそれぞれの組織内における情報の流れや指揮命令系統などについて相互理解を深めて行く必要があります。

(2) 三重県総合防災訓練

(ア) 概要

三重県広域防災拠点（伊賀拠点）を中心に関西広域連合と協働で支援物資搬送訓練を実施しました。

また、松阪市、伊賀市及び明和町と連携して、津波避難に係る情報伝達訓練や防災ヘリによる救出訓練を実施するとともに、メイン会場においては県警本部と連携した検視訓練、防災関係機関と連携した啓発・展示等を行いました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

啓発・展示コーナーにおいて、訓練開催日までの降雨により地面のコンディションがあまり良くない部分があり、見学参加者の安全面に不安があったことから、今後は設営場所に配慮が必要です。

(3) 関西広域応援訓練

(ア) 概要

三重県広域防災拠点（伊賀拠点）、伊賀市物資拠点（しらさぎ運動公園）、伊賀市立三訪小学校及び明和町立斎宮小学校の4会場において、関西広域連合からの支援物資を、拠点において集約、仕分けを行い、最終の配送先である避難所まで届けるという一連の流れを検証する訓練を実施しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

関西広域連合が被災地外に開設する0次拠点（三木総合防災公園）（仮想）から発送される物資を、県物資拠点、市物資拠点を経て、最終の配送先である避難所まで届けるという一連の流れを、訓練によって初めて確認することができました。

三重県広域防災拠点（伊賀拠点）と伊賀市物資拠点が近接していることから、情報伝達と車両到着までにあまり時間がなく、伊賀市側の受入れ準備が整わない場面があったことから、情報伝達のタイミングを検討する必要があります。

(4) 伊賀市総合防災訓練

(ア) 概要

伊賀市物資拠点（しらさぎ運動公園）及び伊賀市立三訪小学校において、地域住民による避難訓練や避難所運営訓練を実施したほか、支援物資の受入れ訓練を実施しました。伊賀市は「JAいがふるさと」と連携し、小回りの利く車両を活用した物資搬送訓練を実施しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

訓練の準備段階から地区の防災部会の打ち合わせ（計7回）を重ねることで、地域の防災力の向上に繋がりました。その結果、避難所運営訓練は地域住民自らが災害時トイレ、スペース、段ボールベッドの説明を行うなど、住民が主体となった訓練ができました。物資輸送訓練では、統一されている伝票を使うことで、物資の流れを確認することができました。

また災害対策本部員会議訓練を実施することで、事前に準備すべきことが明確になりました。（協定内容の共有、被害状況優先把握すべき箇所、各部の初期動作等）

(5) 松阪市総合防災訓練

(ア) 概要

メイン会場において消防団及び飯南高校生徒による生き埋め者の救助訓練を行うとともに、松阪ショッピングセンター「マーム」及び松阪市沿岸部においても、地域住民の津波避難訓練、防災ヘリによる救出訓練及び救援物資訓練を実施しました。なお、沿岸部訓練参加者は終了後にメイン会場へ移動し、他の訓練等を見学して頂きました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

救助訓練未経験の高校生が参加しましたが、救助者の事を考えて捜索手法をスコップから素手へ移行するなど、実践的な訓練ができました。

港地区津波避難訓練では、訓練前のワークショップをふまえ、参加者は避難経路・避難先について再確認することができました。また、非常持ち出し袋の持参率やヘルメット着用率が高く防災意識の高い地域であると改めて感じました。

女性消防団（さくら分団）による炊き出し訓練では、狭小なスペースの中、配置や動線を考えながら活動することができました。

(6) 明和町総合防災訓練

(ア) 概要

明和町沿岸部を含む町内全地域において、各自治会が企画する津波避難訓練や避難所運営訓練などに、地域住民約1,900名が参加しました。

メイン会場である明和町立斎宮小学校では、町主催訓練として住民や消防団による消火訓練や応急手当訓練等が行われるとともに、三重県からは被災者支援訓練として、自衛隊およびライフライン企業等による炊き出し訓練を実施しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

発災時の安全確保から避難行動、応急期の災害対応まで、行政と住民の役割を再確認し、連携した訓練を行うことができました。

当日は各自治会においても訓練を実施したため、メイン会場である斎宮小学校の参加者が少ない状況となりました。特に若い世代（20～30代の親とその子供）の参加が少なかったことから、教育委員会や校長会を通じて、教育機関の訓練への参加、父兄や児童らの防災訓練への参加を呼び掛けていく必要があります。

(7) 三重DMAT訓練

(ア) 概要

メイン会場及びサテライト会場（香良洲高台防災公園）において、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練と連携して、倒壊建物や斜面崩落現場等から救助された多数の傷病者への医療対応訓練を実施しました。

(イ) 今回の訓練における特徴及び成果等

災害現場において、DMATと消防が緊密に連携して、救護所の設置、運営を行うとともに、トリアージや応急処置、病院への搬送が迅速に実行できるよう、連携体制を確認することができました。

6 訓練実施状況

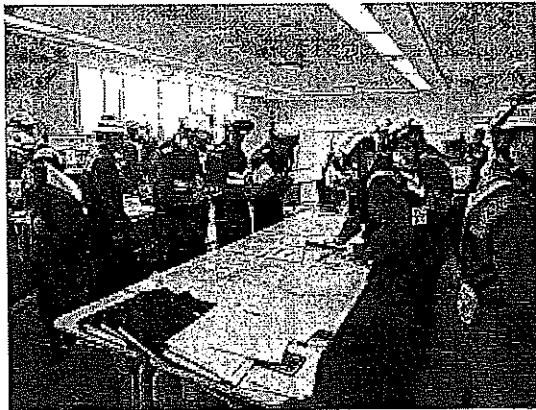
(1) 緊急消防援助隊近畿ブロック合同防災訓練



図上訓練：「救助機関調整会議」（県庁講堂）



図上訓練：「消防応援活動調整本部」（県庁講堂）



図上訓練：「指揮支援本部」（松坂地区広域消防組合消防本部）



図上訓練：「指揮支援本部」（津市消防本部）



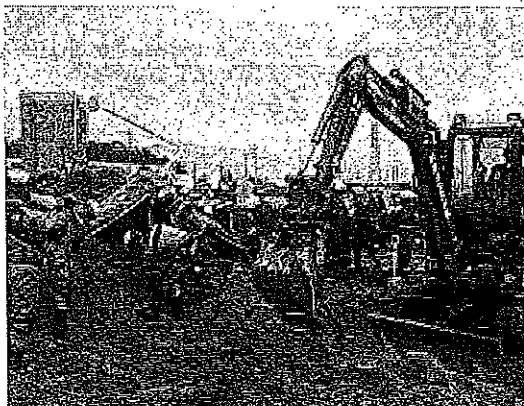
部隊進出訓練：進出拠点（安濃サービスエリア）



部隊進出訓練：進出拠点（伊賀上野忍者ドライブイン）



部隊運用訓練：中型水陸両用車両と水陸両用バギー車による連携活動（松阪メイン会場）



部隊運用訓練：重機を活用した救出救助活動（松阪メイン会場）



部隊運用訓練：自衛隊との連携救助訓練（津サテライト会場）



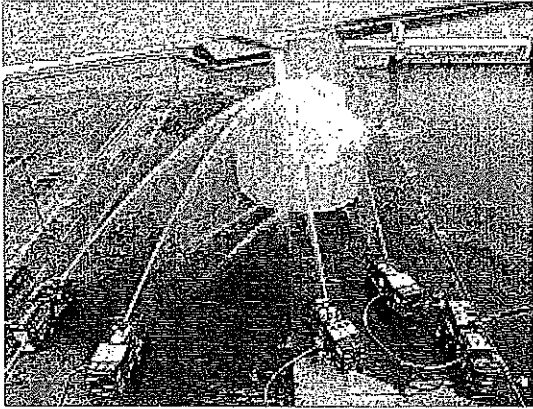
部隊運用訓練：水陸両用バギー車による部隊搬送（津サテライト会場）



部隊運用訓練：投光器を使用した夜間救助訓練（伊賀サテライト会場）



部隊運用訓練：地上の救急隊との連携訓練（三重県広域防災拠点（伊賀拠点））



部隊運用訓練：ドラゴンハイパー・コマンドユニット一斉放水（松阪サテライト会場）



部隊運用訓練：海上保安庁との海難救助連携訓練（松阪サテライト会場）



後方支援活動訓練：食事などの準備状況（中部台運動公園第1駐車場）



後方支援活動訓練：夜営地の設営状況（中勢グリーンパーク）

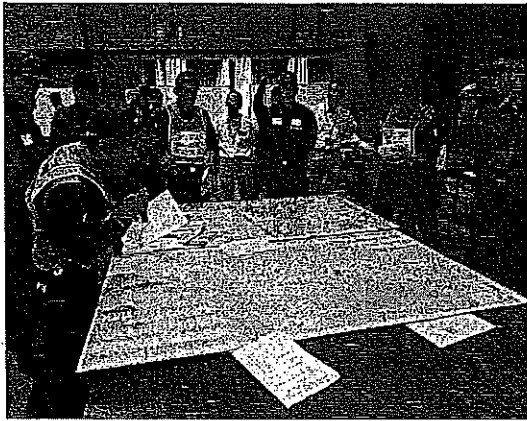


女性消防職員意見交換会：活発なグループ討議の様子（松阪メイン会場）



女性消防職員意見交換会：消防庁長官、知事、松阪市長も巡視され、参加隊員を激励

(2) 近畿府県合同防災訓練を構成する各訓練



三重県災害対策統括部図上訓練：救助
機関調整会議（県庁講堂）



三重県総合防災訓練、松阪市総合防災
訓練：飯南高校生徒による生き埋め者
救助訓練（松阪メイン会場）



三重DMAT訓練：トリアージ訓練
（松阪メイン会場）



三重県総合防災訓練：検視訓練（松阪
メイン会場）



関西広域応援訓練：関西広域連合から
の支援物資を配送する訓練（三重県広
域防災拠点（伊賀拠点））



明和町総合防災訓練：自衛隊とライフ
ライン機関が連携した炊き出し訓練
（明和町立斎宮小学校）